

フォトコンテストの応募要項を作成するにあたっての お願い

近年、アマチュア写真家の方々やコンテストの主催者から「応募した作品や入賞作品の著作権は誰に帰属するのですか」といった問い合わせが多数寄せられるようになりました。

当協会で各種の「フォトコンテスト」の応募要項を調査したところ、幾つかの問題となるような記述があり、また、用語の解釈や表現の不統一も見られ、応募者に誤解や混乱が生じていることがわかりました。

さらに、主催者の皆様に「応募要項を作成される上での問題点」をお尋ねしたところ、「コンテストの応募に関する手引き」があれば便利だ、とのご意見を伺いました。

そこで当協会では、フォトコンテスト主催者の皆様方の指針として、以下のような「応募要項」の範例を作成いたしました。

●とくに1～3は必須とし、4以下は主催者の裁量の範囲ですが、可能な限り掲載して下さい。

また、既存の応募要項の中に「著作権」という文言を時おり見かけますが、法制の経緯から、現在は使われておりません。今後は「著作権」に統一した表記をお使い下さい（別記法制の経緯参照）。

「応募要項」(例)

- 1: 応募作品の著作権は、撮影者に帰属します。
- 2: 入賞作品は、主催者が催す展覧会のほか、制作する作品集、パンフレットなどに、優先的に使用する権利を1～2年間を限度に保有します。
入賞作品は本コンテストの広報活動として、新聞、雑誌、テレビ、ホームページなどで使用することがあります。使用にあたっては撮影者の氏名表示を行います。
- 3: 入賞作品の撮影原板(フィルム)またはデジタルデータは1～2年間を限度に、主催者がお預かりして、広報活動などに使用し、使用期間満了後、撮影者(入賞者)に返却します。
- 4: 主催者がインターネットWeb上で利用する場合には、撮影者の氏名を表示します。
作品はモニター上での閲覧以外には、ダウンロードできないような処置を講じます。
- 5: 主催者は応募作品を第三者に貸与することはありません。
貸与する場合には、撮影者に事前に利用目的、使用条件(有償、無償)を説明した上で、承諾が得られたものについてのみ貸与いたします。
- 6: 応募作品が他のコンテストでの入賞や印刷物、展覧会などで公表されていることが判明したときは、主催者は入賞、入選等を取り消すことができます。
- 7: 応募作品の返却希望者は、返信用封筒に切手を貼って応募してください。
- 8: 人物を主題にした作品の場合は了解を得てください。
- 9: 応募作品が「合成または加工された写真」であるかどうかを明記して下さい。
- 10: 他人の著作物を撮影し、それを素材にして加工や合成をしますと、著作権の侵害にあたる

場合がありますので注意してください。

法制の経緯

わが国の著作権法制は、江戸時代まで遡ることができますが、「図書を出版する者」を保護する規定を持つ「出版条例」(明治2年)がその先駆です。その後、明治8年に「出版条例」が改正され、初めて「版權」という規定が生まれ、出版者に30年間の専売権を認めることになりました。写真については明治9年に「写真版權」が認められ、免許から5年間の専売権が写真師(写真家)に認められることになりました。明治20年にそれまでの「出版条例」、「写真版權条例」が改正され、前者は著者の死後5年、後者は出願、登録した写真は10年間認められることになりましたが、肖像保護の目的から、委嘱を受けて撮影した写真の版權については、委嘱者に属すると規定されました。その後、明治32年「著作権法」(旧法)が公布され、写真については「発行後または制作後10年の保護」「囑託による肖像写真は、委嘱者に帰属」「文芸、学術の著作物に挿入された写真の著作権は、その著作者に帰属する」といったものでした。この旧法は昭和46年に著作権法の全面改正が行なわれ、「版權」という文言はなくなりました。更に改正が進み、平成9年になって初めて写真の著作権は、他の文芸、学術、美術、音楽と同等の権利「著作者の死後50年間保護される」ことになりました。このような長い歴史の下、今日では著作権の概念は映画を除いて基本的に統一したものになっています。

そうした理由から、「版權」という文言は使われなくなり、「著作権」に統一されました。

以上